

(4) 保健所及び市町担当者の取扱い

行政職員が入院者訪問支援員になることは可能であるが、立場が公務員としてではないと示されていることから、当研修受講を希望する場合は、(3)のいずれかの立場において参加することができる。

ただし、聴講については行政職員としての立場で参加可能とする。この場合は修了証書は発行されない。

6 受講定員

50名

定員を超えた場合は、圏域及び専門職・非専門職のバランスを考えて受講決定する。

7 研修内容

講義及び演習（別添カリキュラム参照）

8 受講費用

無料

9 受講申込方法及びその他注意事項

(1) 申込方法

- ・申込フォームから申し込むこと。

https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12086

(右記のQRコードからも申込可能)



(2) その他注意事項

- ① 本要綱に同意できない場合は、申込はできない。
- ② 申込期限までに申込手続きを行わなかった場合や、申込内容に不備があった場合は、受講者として決定しない。
- ③ FAXや郵送での申込は受付けないので注意すること。

(3) 個人情報の利用目的

申込時に入力された個人情報は、本研修事業外の目的には使用しない。研修受講修了者の情報は、静岡県障害福祉課及び各健康福祉センター、静岡市、浜松市と共有する。

10 申込期間

令和6年5月27日（月）～6月21日（金）午後5時まで

11 受講決定

静岡県障害福祉課精神保健福祉室長が受講者を決定の上、受講申込フォームに記載されたメールアドレスに受講可否を通知する。

令和6年6月28日（金）までに受講可否についての通知（メール）が届かない場合は、静岡県障害福祉課精神保健福祉班（054-221-2920）に必ず問合せること。

受講者の変更は原則できないため、留意すること。

12 研修受講に係る交通費・通信費等

受講者負担とする。

13 修了証書の交付

研修日程全てを修了した者に、「修了証書」を交付する。

なお、以下のいずれかに該当する者及び受講決定を取り消された者には、修了証書は交付しない。

- (1) 事前視聴に係るアンケート未回答者
- (2) 演習(対面研修)における遅刻・早退・欠席・中抜け等により、全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合
- (3) 研修中、私語・居眠り・スマートフォンやタブレット等の操作・不必要な写真撮影・受講態度がふさわしくない場合等

14 その他

- (1) 研修中の録音・録画・写真撮影・携帯電話の使用等は一切禁止とする。
- (2) やむを得ない事情により研修を中止する場合等緊急の場合には、受講申込フォームに記載されたメールアドレスにて連絡する。
- (3) 県及び政令市が認めた場合、講師及びファシリテーターを担当した者も参加者として認めることができる。
- (4) その他、研修全般に係る不明な点等は、下記問合せ先まで連絡すること。

受講申込に関する問合せはメールでお願いします。
件名に【入院者訪問支援事業】と御記載ください。

静岡県障害福祉課精神保健福祉班

054-221-2920

seisin@pref.shizuoka.lg.jp

別 添

令和6年度 静岡県入院者訪問支援事業 訪問支援員養成研修カリキュラム

講義（事前に動画視聴） 期間 令和6年6月29日（土）～7月19日（金）

科目名	時間	内 容
講義		
入院者訪問支援事業について	約 20 分	<ul style="list-style-type: none"> ・入院者訪問支援事業が創設された背景 ・入院者訪問支援事業の概要 ・入院者訪問支援事業で期待されること
入院者訪問支援の意義と目的	約 35 分	<ul style="list-style-type: none"> ・入院者訪問支援員の研修に求められること ・アドボカシーについて ・アドボカシーの対象者の背景 ・アドボカシーで必要とされる姿勢や関わり
入院者訪問支援員の役割	約 35 分	<ul style="list-style-type: none"> ・入院者訪問支援員の役割 ・実際の支援の原則 ・情報提供のあり方について
入院している人が体験すること	約 30 分	<ul style="list-style-type: none"> ・入院している人が体験すること ・精神科の入院形態 ・精神科病院の特徴とは ・精神科病院での行動制限とは ・多職種チームによる医療・支援の提供 ・精神科病院における権利擁護の取組例
入院者訪問支援の実践	約 35 分	<ul style="list-style-type: none"> ・入院者訪問支援の流れ ・面接技術 ・面会の引き出し
精神医療の現状と課題	約 20 分	<ul style="list-style-type: none"> ・精神医療の現状 ・精神科病院における事件・人権上の課題 ・背景にある課題
知っておくべき資源	約 20 分	<ul style="list-style-type: none"> ・入院者訪問支援員が知っておくべき資源 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて ・精神医療審査会について
精神障害者の人権	約 25 分	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約について ・障害の社会モデル、インクルージョンについて ・アドボカシーと人権

令和6年度 静岡県入院者訪問支援事業 訪問支援員養成研修カリキュラム

対面研修

日時：令和6年7月29日（月） 定員：50名

開 始	終 了	内 容	進 行
9 : 30	9 : 45	受付	
9 : 45	9 : 55	事務連絡	
9 : 55	10 : 10	静岡県が考える入院者訪問支援事業について	静岡県障害福祉課 増田 喜信
10 : 10	10 : 20	【チェックイン】グループ内で自己紹介・アイスブレイク	基幹相談支援事業所 メデル 安達 万里子
10 : 20	11 : 00	【演習①】入院者訪問支援員の役割に関する考え方	静岡市保健所 上田 京華
11 : 00	11 : 10	休憩	
11 : 10	12 : 20	【演習②】出会いの場面(ロールプレイと意見交換)	溝口病院 近藤 一世
12 : 20	13 : 20	昼休憩	
13 : 20	15 : 00	【シンポジウム】入院者訪問支援事業の意義と支援員の役割～それぞれの立場から～	
15 : 00	15 : 10	休憩	
15 : 10	16 : 30	【演習③】実際の相談場面～傾聴と支援員の役割～(ロールプレイと意見交換)	沼津中央病院 牛島 一成
16 : 30	16 : 55	【チェックアウト】支援員のミッションとわたしの思い	基幹相談支援事業所 メデル 安達 万里子
16 : 55	17 : 05	事務連絡	